

発議第1号

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月18日提出

提出者 和歌山市議会議員

戸田 正 人

宇治田 清 治

岩 井 弘 次

姫 田 高 宏

和歌山市議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山市議会委員会条例（昭和42年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務公室の所管に関する事項」を「市長公室の所管に関する事項
総務局の所管に関する事項」に

改め、同項第3号中「まちづくり局」を「産業まちづくり局」に改める。

第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する和歌山市教育委員会の旧教育長（同項に規定する旧教育長をいう。以下この項において同じ。）の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）までの間は、この条例による改正後の和歌山市議会委員会条例第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の和歌山市議会委員会条例第19条の規定は、なおその効力を有する。